

上手な暮らし塾

特集

市政

長崎市民

「ご意見」
プレゼント

生活情報

健康

子育て

福祉

税

講演・講座

もよおし

おしらせ

募集

消費者

資格商法の「二次被害」

職場の協力で撃退しよう！



10年以上前、Aさんは職場にかかってくるしつこい勧誘の電話に根負けして、宅地建物取引主任者の資格取得講座を約20万円で契約しました。しかし、試験に合格しないまま勉強をやめ、現在に至っていました。

ある日、突然、この講座のことで職場に電話があり、この講座は、合格までサポートする生涯教育制度で、契約書にも書いてあった。以前の教材は法改正に対応していないので、新しい教材を50万円で買うように…。また、ここで講座を終わりにしたいなら、30万円が必要と言われました。以前の受講費用の分割支払いが終わった時に、契約書を捨ててしまっていて確認できず、どうすればいいかと消費者センターに相談しました。

このようなケースを「二次被害」といいます。過去の資格商法の被害者に、当時の契約者名簿などを入手した業者が、「講座を修了していない」と

か、「職場への勧誘電話がなくなるように名簿から削除する手続きをする」などと言って、新たな契約を結ばせる手口です。

職場へ執拗な電話がかかり、迷惑をかけたくないと契約に応じるのは相手の思いつツボ。上司や同僚に、その業者からの電話を取り次がないなどの協力を求めるほか、消費者センターや警察に相談して、毅然とした対応をすることが重要です。

「二次被害」は、資格商法のほかにも、リフォーム詐欺に遭ったお宅に「床下換気扇を設置した業者が倒産し、当社が点検を頼まれました」とか、投資商法で被害に遭った人に、「損したお金を取り戻してあげる」とか言葉巧みに勧誘するなどさまざまです。

断れずに契約しても、クーリング・オフ制度や特定商取引法などによる契約の取り消しができる可能性があります。あきらめずに相談を！

■相談は消費者センター（メルカフ）
きまち4階、相談専用☎8299・1234へお気軽にどうぞ。受け付けは午前10時～午後5時です。月曜日休業（祝日の場合、直後の平日）。土・日・祝日も相談できます。

建物

危険空き家の解体を！

所有者が管理義務者です！



自宅近くまで車が通る道がなく、不便な場所などでは、住む人がいなくなり、長年放置され壊れそうで危険な家が増えています。

空き家の管理義務は所有者や相続人にあります。適正な管理を行って、安全安心なまちづくりにご協力をお願いします。

所有者の責任で適正な管理を！

建物の適正な管理を怠ると、老朽化を早め、瓦や外壁などが落下・飛散して、歩行者や近隣住宅に損害を及ぼすことも考えられます。

もし、建物の所有者が管理責任を果たさず、他人に損害を与えたときは、自然災害による事故であっても賠償責任が生じる場合もあります。

あなたも危険な空き家の所有者？

「しつこくなったおばあちゃんの家が、〇〇町にあったけど、今は誰も住んで

いなくなつたよな？ そういえばあの家は誰が管理しているのかな？」ということはありませんか。

老朽危険空き家はいつすればいいの？

まず、危険回避のためすぐに、改修か解体を専門の業者に相談してください。相談方法や相談先が分からない場合は、建築指導課にご相談ください。

また、老朽危険空き家を解体する場合などは、解体費の一部を補助する制度もあります。

老朽危険空き家の情報提供を！

あなたの住んでいる町に、老朽危険空き家がある場合には、早めに情報を市役所にお知らせください。

市役所では、あなたの情報をもとに、現場の調査を行い、「空き家等の適正管理に関する条例」により、所有者に適正な指導・勧告を行います。

■問い合わせ
建築指導課（☎8299・1174）

衛生

おいしくて安全な 水を飲むために



水質管理のすすめ

夏は気温が高く菌が繁殖しやすいです。水質管理に気を配り、おいしい水を飲みましょう。

■井戸水・わき水の管理

井戸水やわき水などは、周囲の状況により水質が変化しやすいので、特に注意が必要です。濁りやにおい、味などに気をつけ、異常を感じたらすぐに飲むのをやめて、生活衛生課へご相談ください。



●年に1回以上、定期的に水質検査（左記参照）を受けてください。

●飲むときは、できるだけ消毒するか、煮沸しましょう。

●水源の周辺はいつも清潔に。柵などを作って鍵をかけ、猫などの小動物の進入や、いたずらを防止しましょう。

●水質検査 検査したい水で中をよくすすいだ容器に1.5リットル以上入れて、保健環境試験所4階（茂里町2-34 長崎ブリックホール裏の建物）

へお持ちください。【目】受付（月～水曜日の午前8時45分～正午、午後1時～3時 ※祝日のある週は、受け付けできないことがあります。【内】検査（一般細菌、色度、濁度、臭気など10項目 費4660円 ※新たに井戸水などを飲用にするときは、必ず精密な検査を受けてください。また、生活衛生課へ届出が必要な場合があります。詳しくは生活衛生課へお尋ねください。

■貯水槽の管理

水道水は定期的に検査して安全を確認していますが、マンションなど一度貯水槽に水をためてから給水している場合は、貯水槽がきちんと管理されていないと水質が悪くなる可能性があります。

●管理組合や家主さんには、定期的な点検・清掃などをお願いしています。が、もし、においや味などに異常を感じたら、管理組合などに連絡するか、上下水道局給水課（☎826・9211）へご相談ください。

■問い合わせ

●生活衛生課（☎829・1155）
●保健環境試験所（☎846・3163）

命救助

水の事故を防ごう



この季節は水の事故が最も多くなる時期でもあります。事故を防ぐには、個人の「心構え」と周りの人の「注意・関心」が大切です。泳ぎに自信があっても「浅いから」とか「今まで大丈夫だったから」と慢心すると重大な事故につながります。事故に遭わないためのポイントを確認しましょう。

泳ぐときのチェックポイント

- 必ず準備運動を
 - 飲酒後や睡眠不足など体調がすぐれないときは泳がない
 - 子どもを引率するときは、こまめに人数を把握する
 - 特に小さな子どもには、必ず大人が付き添い、目を離さない
- 海や川で泳ぐとき
- 風や高波、潮の流れなどを確認する
 - 砂の中にある割れたガラスに注意
 - 急に深くなるところで泳がない



●監視体制や救助体制が整っているところで泳ぐ

プールで泳ぐとき

- プールサイドは走らず、走り飛び込みなどの無理な飛び込みはしない
- 排水口や循環口に近づかない



海のレジャーでのチェックポイント

- 釣りや船遊びなどを楽しむとき
- ライフジャケットを着用する
- 携帯電話（防水型や防水パック使用）などを携帯する
- 水難事故を見つけたとき

●目を離さず、大声で周りの人を呼ぶ
※119番通報。海での事故は118番が長崎海上保安部（☎827・5134）へ。

- なるべく陸上からの救助を試みる
- 単独ではなく、複数人で救助する
- 素手ではなく物（ベットボトル、棒、ロープなど）を利用して救助する



■問い合わせ

●消防局警防課（☎822・0448）